

平成26年12月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成26年12月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成26年12月4日(木) 午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第41号 教育財産の取得の申出について
議案第42号 教育財産の転用に伴う財産処分について
 - 6 報告第7号 市川市心身障害児就学指導委員会条例の全部改正に関する臨時代理の報告について
報告第8号 平成26年度市川市一般会計補正予算(第2号)(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - 8 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第41号 教育財産の取得の申出について
議案第42号 教育財産の転用に伴う財産処分について
 - 2 報告第7号 市川市心身障害児就学指導委員会条例の全部改正に関する臨時代理の報告について
報告第8号 平成26年度市川市一般会計補正予算(第2号)(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他(1) 平成26年度学校版環境ISO報告会について
- 5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 芙美子
内田 茂男
小林 正貫
平田 信江
田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田	有記	教育総務部長	津吹	一法
学校教育部長	山元	幸恵	生涯学習部長	萩原	洋
教育総務部次長	石沢	昇栄	学校教育部次長	小松	秀夫
生涯学習部次長	千葉	貴一	教育政策課長	永田	治
人事・福利担当室長	板垣	道佳	就学支援課長	谷内	祐幸
教育施設課長	戸佐	薫	義務教育課長	井上	栄
学校安全安心対策担当室長	近藤	利一	指導課長	山田	浩一
保健体育課長	永田	博彦	教育センター所長	篠崎	道成
生涯学習振興課長	牛尾	進一	青少年育成課長	小畔	春夫
社会教育課長	川野	修一	自然学習課長	川元	洋
中央図書館長	松本	雅貴	考古博物館長	堀切	公雄

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	福田	修
"	主 幹	石田	清彦
"	副主幹	近藤	孝子
"	副主幹	宮内由美子	
"	副主幹	岡田	靖弘

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成26年12月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、五十嵐委員、小林委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第41号教育財産の取得の申出についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育施設課長

議事日程の1ページをお願いいたします。恐れ入りますが、3ページをご覧ください。こちらは教育財産の取得の流れについて記載したものでございます。本件は、市川市立大和田小学校仮設校舎の所有者である立川ハウス工業株式会社千葉営業所より、建物及びこれに付属する設備等一式を寄附するとの申し出がございました。当該物件は、賃貸借契約により大和田小学校が使用しているものであり、市川市の財産として管理することに支障はないことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、市長に対しまして、教育財産の取得について申し出を行うものでございます。今後は、この法令等に基づき処理を進めてまいります。次に、恐れ入ります、2ページをお願いいたします。こちらは、教育財産の取得についての申し出の案でございます。建物の構造は軽量鉄骨造2階建て、申し訳ございません、「述床面積」のところ、「言葉を述べる」の「述べ」の字を、「延長」の「延（えん）」に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。延床面積は、527.620平方メートルで、4ページから5ページは、このたび寄附の申し出がありました建物の配置図と平面図となっております。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

小学校にくっついて借用しているところがあるのですか。

○ 教育施設課長

4ページ中央に点線で縦に二本線が入っておりまして、こちらは千葉財務事務所の所管となっております。こちらは国の方が所管しております。

○ 内田委員

寄付物件というのは随分奇妙な場所にあるのですね。よくわからないのですが、特別教室棟の横にあるのですか。これが学校として借用している場所で、これを寄付してくれるということなのですか。

- 教育施設課長
リース物件としましては、この寄付物件、学校と廊下でつながっておりますのが寄付物件となります。
- 五十嵐委員
ここに何が建っているのですか。
- 教育施設課長
プレハブの校舎でございます。
- 五十嵐委員
それを寄付してくれるということなのですか。
- 内田委員
飛び地みたいに物件があるということですか。別に反対という訳ではなくて、何でこんな奇妙な所にあるのかと。
- 教育施設課長
借用という言葉はこの建物の借用でございます。リース物件でございます、賃貸借期間が切れますので、今回、市の方に譲渡するというところでございます。
- 内田委員
なるほど。わかりました。
- 宇田川委員長
ほかに、質疑がないようですので、議案第41号を採決いたします。ご異議はございませんか。
- 他の委員
異議なし。
- 宇田川委員長
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第42号 教育財産の転用に伴う財産処分についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。
- 教育施設課長
議事日程の6ページをお願いいたします。恐れ入りますが、7ページをご覧ください。こちらは、本市の放課後児童健全育成事業の施設としまして、設置されている保育クラブのうち、小学校の余裕教室等を活用していることから、財産処分の対象となっている保育クラブ22校及び、財産処分手続き方法の一覧でございます。本件は、これらの保育クラブの財産処分を行い、建物の一部を教育財産から行政財産へと転用し、市長部局へ所管換するものであります。次に、恐れ入りますが、8ページをご覧ください。財産処分の手続きにつきましては、原則として補助金相当額の納付と文部科学大臣への承認が必要であります。しかし、対象となる22校全ての保育クラブが下の欄にあります、納付金免除要件の①、③、④に該当することから補助金相当額の納

付の必要はございません。また、納付金免除要件の①にあたる保育クラブにつきましては、文部科学大臣への報告のみとなります。次に、恐れ入ります、9ページをご覧ください。こちらは、財産処分手続の概要でございます。マルで囲んである箇所が今回の手続きとなります。補助金相当額の納付もなく、文部科学大臣へは承認申請又は報告の手続きとなります。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第42号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に報告に入ります。報告第7号 市川市心身障害児就学指導委員会条例の全部改正に関する臨時代理の報告についてを報告をお願いします。

○ 教育センター所長

議事日程の11ページをお願いいたします。市川市心身障害児就学指導委員会条例の改正に関しまして、市長に意見を申し出ることにつきまして、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定にもとづきまして、11月12日に、教育長により臨時代理いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。今回の改正の趣旨及び概要につきましては、11月定例教育委員会の勉強会にて、ご説明を申し上げたところでございますが、勉強会では、「一部改正」としてご説明をさせていただきましたが、今回は、条例内容全部に関わる改正ということで、法務課の確認のもと、「全部改正」としております。また、一部文言、表現等につきましても、市川市の他の条例に合わせまして、所要の改正を行っております。なお、教育支援委員会条例につきましては、平成27年4月1日の施行予定でございます。施行期日までに、市内幼稚園、小中学校、特別支援学校及び保護者や関係機関等、条例改正の趣旨と内容について広く周知できるように努め、また、本条例が新年度より円滑に施行されますよう準備を進める所存でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

よろしいでしょうか。こういう新しい市の法律、改正というか新しい委員会を作るという事で、全体のあれを変えるということですけども、その意義はどういうことですか。我々に審議してくれと言われても我々は基礎的なもの、情報を持っていないのですね。事務局で持っている情報をですね、こういう理由で今までは駄目だから、今度こういう条例を作ります、従ってそ

の条文はこうです、ということの説明がないとですね、この場で第一これを読む時間もあまり無いけれども、とにかく背景説明が無いと我々は判断できません。つまりその委員会の運営の仕方についても若干の注文をつけておくということなのですからけれどもね。いきなりこの条文を読むのではなくて、大事な、何故これが、今までどうしてこれがなくて、今度はこれが必要なのだということの意味合いの説明がないですよ。我々はその審議してくれと言われても、これはどうにもわからないということしか言えないのではないかな。基本的には僕は何も反対している訳ではなく、運営の仕方についてですね。この問題については、何故今まではこれはなくて、今度こういうものを作るんですという、その意味合い、背景を言っていただけたらありがたいのですけれどもね。

○ 教育総務部長

今、委員がおっしゃった、これは教育委員会につきましては、本来議会と同じような形でございます、議会につきましては、委員がおっしゃったように、提案につきましては、職員側から議員に説明会を開催いたしましたり、あるいは議員さんがお越しになった時には、その内容についての説明をさせていただいた上で、本会議に臨んでいるところです。確かに、議案を定例教育委員会に提案しましても、内容の詳細や経緯というのは、不十分だと思います。事務局側としましては、提案から会議までの時間が短いこともございます。この辺については、もう少し丁寧に、どういうふうにすればその内容をお伝えして審議していただけるか、事務局内で少し検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

はい。よろしいでしょうか。一つよろしく願いいたします。ほかに質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第7号を終了いたします。次に報告第8号 平成26年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告についてを報告をお願いします。

○ 教育政策課長

資料は16ページから18ページになります。16ページをお願いいたします。このたび、本補正予算に関し、市長に意見を申し出ることにつきまして、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、本補正予算には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告申し上げます。17ページをお願いいたします。まず、「1. 歳入歳出補正予算」について、ご説明いたします。なお、歳入については予算の補正がございませんので、歳出についてのみご説明いたします。まず、（第1項）教育総務費、（第2目）事務局費、（第8節）報償費の報償金でございます。教育課程の特例を用いた中高一貫教育制度によらず、現行の市立中学校と高等学校との学校連携を推進、深める「市川版中高一貫教育」に取り組むにあたり、今年度について

は、平成27年度以降の研究指定の具体的な内容を検討するため、外部有識者、本市教育委員会職員、千葉県教育委員会職員等による連絡協議会を設置いたします。なお、当該協議会委員のうち、外部有識者2名の報償金として、7万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第2項)小学校費、(第1目)学校管理費、(第18節)備品購入費の学校用備品費においては、塩浜小中一貫校の開校に伴い、「校旗」及び校門に設置する「学校銘板」の購入費として、31万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第2目)教育振興費、(第11節)需用費の消耗品費においては、「塩浜小中一貫校に関する基本計画」にも掲げております、「塩浜ふるさと防災科」を新設することに伴う学校図書購入費として、18万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第3項)中学校費、(第1目)学校管理費、(第13節)委託料については、中期児童、現行ですと小学校5年生、6年生、中学校1年生を予定しておりますが、こちらの区分となります小学校5、6年生及びその担任の教諭が、塩浜中学校へ移転することに伴う学校用備品の移設費として、29万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第18節)備品購入費の学校用備品費については、(第2項)小学校費と同様、「校旗」、「学校銘板」のほか、塩浜中学校に「第2図書室」を整備するための書架等の購入費として、159万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。また、(第2目)教育振興費については、(第2項)小学校費と同様に「塩浜ふるさと防災科」の新設に伴い、(第11節)消耗品費において、学校用図書として7万1,000円、(第18節)備品購入費において、学校用備品費として3万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第4項・第1目)学校給食費の(第11節)需用費の賄材料費については、義務教育期間中の第3子以降の児童生徒の学校給食の無料化を実施しておりますが、対象児童数が当初見込みを上回ったこと等から180万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第18節)備品購入費の学校用備品費については、先ほど申し上げました中期児童の区分となります小学校5年生、6年生が塩浜中学校に移転することによって必要となる、学校給食用備品の購入費として、49万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。以上、歳出につきましては、合計で、487万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正によりまして、補正後の教育費全体の予算現額は、120億2,576万8,000円となるものでございます。続きまして、18ページをお願いいたします。「2. 継続費補正」について、ご説明いたします。事業名・「北方小学校屋内運動場建替事業」でございますが、耐震改修事業の一環として、I s値を、文部科学省基準の、0.7以上とするための取り組みを進めており、文部科学省からの要請に応え、平成27年度末の完成を目指しているものでございますが、事業計画に基づき、平成25年度に、耐震補強設計に際しての現

場調査を実施したところ、耐震補強工事以外にも、床や屋根の老朽化や、周囲の地盤沈下等に対する対策が必要となったことから、建替えを行うもので、今回の補正予算において、建替事業費6億6,000万円について、平成26年度から平成28年度の3ヵ年の継続費として設定をお願いするものでございます。なお、平成26年度については、入札事務等の期間となり、工事着工は平成27年度となることから、平成26年度の歳出予算の計上はございません。最後に、「3. 債務負担行為補正」について、ご説明いたします。事項1・「学校保健定期健康診断委託費」でございますが、これは、平成27年度の幼稚園・小学校・中学校の児童生徒の健康診断について、4月当初から実施することとなるため、平成26年度中に委託契約を締結する必要があることから、今回の補正予算において、2,800万円の債務負担行為を設定するものでございます。説明は以上となります。なお、質疑については、各担当課長より回答させていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

宇田川委員長

説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第8号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。平成26年度学校版環境ISO報告会についてを説明をお願いいたします。

○ 指導課長

議事日程19ページをご覧ください。来年1月22日（木）の午後3時15分から「学校版環境ISO報告会」を開催いたします。会場は、生涯学習センター内グリーンスタジオとなっております。「学校版環境ISO認定事業」は、平成15年度に開始されました。それ以降、市内各校が順次、省エネルギー・省資源活動に取り組み、学校版環境ISOの認定を受けてまいりました。そして、昨年度をもって、市内小学校39校、中学校16校、特別支援学校1校の全56校の認定がすべて終了をいたしました。これまで認定を受けた学校は、認定2年目に継続校として、「学校版環境ISO認定式」において自校の取り組みの発表をしてまいりました。今年度、新たな認定はありませんが、昨年度、最後に認定を受けた6つの学校がそれぞれの取り組みを発表する予定となっております。発表を行う学校は、八幡小学校、曾谷小学校、北方小学校、塩浜小学校、第五中学校、須和田の丘支援学校の6校です。省エネルギーや省資源など、環境を大切にするための工夫した活動の様子が紹介される予定となっておりますので、ご来場いただけましたら幸いです。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ただいまの説明で質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは次に、本日その他が1件提出されております。その他(2)といたしまして、市制施行80周年第2回プラネタリウムコンサートについて説明をお願いいたします。

○ 自然学習課長

自然学習課主催事業といたしまして、6月に市川市市政施行80周年事業として市川市少年自然の家におきまして「第1回プラネタリウムコンサート」を実施いたしました。12月21日に同じく80周年事業として「第2回プラネタリウムコンサート」を実施いたします。今回の内容は、「アンデスに降りそそぐ星」と題しまして、南米アンデス地方の民族音楽に使用される笛、ケーナやサンポーニャのプロ演奏家 武田 耕平氏によるクリスマスソング等をお届けいたします。詳細につきましては、市川市少年自然の家ホームページや関係部署等に配布いたしましたポスターにて紹介いたします。また、今回のコンサートにつきまして、「12月6日号広報いちかわ」にてこのように大々的に掲載していただいておりますので、参加者も以前より増して多くなるのではないかと期待しております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ただいまの説明で質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。以上で本日の議事は終了いたしました。皆さまから何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

以上をもちまして、平成26年12月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時30分閉会)